

近隣市の状況

※補助を行っていない場合は、「なし」と記入してください。

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	1/3	予算の範囲内
佐倉市	100%	予算の範囲内
四街道市	なし	なし
八街市	1/3	予算の範囲内
富里市	なし	なし
白井市	100%	予算の範囲内

担当課としての該当の補助事業への評価

↓該当するものに○

経費的な観点	会計処理及び使途が適切である。	○
	【団体補助のみ回答】 決算において繰越金・余剰金が補助金等額を超えていない。	○
	他市の同種、同類の補助金等と比較して補助率や金額が突出していない。	○
	形式的、習慣的な補助ではなく、補助対象事業の内容等が明確であり、補助金等の使途が曖昧ではない。	○
形態的な観点	同一目的、類似事業がなく、整理統合することが適切ではない。	○
	補助制度以外の方式に切り替えることが困難なもの。	○
	市の直接経費として計上することが適切ではない。	○
団体運営費	【団体補助のみ回答】 団体等が事業効果の向上に努力している。	○
	【団体補助のみ回答】 交際費、慶弔費、懇親会等の飲食代に対して交付していない。	○
	【団体補助のみ回答】 直接事業に係わらない視察旅行(慰労的)に対して交付していない。	○
	【団体補助のみ回答】 団体経費の大半が運営費ではない。	○
	【団体補助のみ回答】 決算額に対して会議費等の割合が高くない。	○
	【団体補助のみ回答】 会費を徴収している等、自主財源の確保に努めている。	
	【団体補助のみ回答】 自主運営に移行する努力を行っている。	

補助の状況 ※補助金等について、できるだけ具体的に記入してください。

分類	質問事項
目的 必要性	①補助事業の目的について記入してください。 印旛中央地区は平成9年5月30日に「印西都市計画印旛中央土地区画整理事業（都市計画法第12条第2号）」を決定しており、印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金交付要綱に基づき、土地区画整理組合を設立（土地区画整理法第3条第2項及び土地区画整理法第14条第1項）しようとする発起人会对し補助金の交付を行っている。
	②令和5年度の予算計上の積算根拠について記入してください。また、補助率が2分の1を超える場合は必要な理由を記入してください。 令和5年度は測量関連調査（地区界測量）2,508千円、合意形成関連（全体説明会支援等）23,232千円、事業計画関連調査（概略土地評価等）14,014千円、アセス関連業務（猛禽類の繁殖状況調査）8,316千円 合計48,074千円 理由：印旛中央土地区画整理事業発起人会の組織運営費や認可の取得に要する経費について、組合設立までの間、補助対象団体で賄えないことから補助率を100%としている。
必要性	③過去4年間の決算額と補助対象の件数の合計数を記入してください。 【令和4年度】113,313,640円 【令和3年度】83,187,720円 【令和2年度】94,611,000円 【令和元年度】12,650,000円
公益性	④市としてどの分野で公益性があるか選択してください。また、できるだけ具体的に、受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたっている点を記入してください。 公益性のある分野（ブルダウン） 産業や観光の発展に寄与するもの 印旛中央地区を公共の福祉の増進並びに産業・業務機能を備えたまちづくりとすることにより、市の持続可能な発展に寄与するもの。
	⑤補助事業により達成できている効果をできるだけ詳細に記入してください。（市の計画に基づく場合は、関連させて記入してください。数値化できるものは数値化してください。） 総合計画並びに都市マスタープランにおいて開発検討拠点と位置付けられている印旛中央地区は、産業・業務機能及び居住機能を備えた拠点として形成するため、組合施行による土地区画整理事業の事業化を含めた必要な支援を行う方針としている。組合設立の認可申請には、「定款及び事業計画（案）（土地区画整理法第14条第1項）」を策定する必要があることから、策定に必要な測量関連調査・設計関連調査・事業計画関連調査・アセス関連業務等を進めている。
将来性	⑥今後の補助事業についてより効果を高める（行政事務の効率化、公益性の向上などの観点からでも）ために検討していることがあれば記入してください。 事業計画（案）の策定に必要な関係機関協議について、補助金交付先である印旛中央土地区画整理事業発起人会和連携し、早期に組合の設立ができるよう努めている。
将来性	⑦【交付対象が1件の場合記入】事業を委託にできるか記入してください。委託可能な場合は、必要な検討事項。委託不可の場合は理由を記入してください。 委託が不可な理由：土地区画整理法第3条第2項の規定（区域内に土地の所有権等を有する者が土地区画整理組合として土地区画整理事業を施行できる。）に基づき、現在、印旛中央土地区画整理事業発起人会在組合設立を目指していることから、本事業は委託することは出来ない。
将来性	⑧【平成30年度の補助金等評価委員会の対象の場合記入】前回の評価委員会の判定を受けてから、見直しや改善をした点を記入してください。
その他	⑨現在の補助事業について課題があれば記入してください。 土地区画整理事業施行地区設定及び業務代行予定事業者選定についての精査に時間を要している。
今後の方向性	1. 拡大して継続 2. 現状維持で継続 3. 縮小して継続 4. 整理統合 5. 廃止
方向性についての理由	都市計画法第18条第1項の規定により、都市計画の決定がなされた印旛中央土地区画整理事業の施行に向け、印旛中央土地区画整理事業発起人会在鋭意検討しているため。

印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金交付要綱（令和元年12月9日告示第83号）

最終改正:令和5年3月9日告示第29号

改正内容:令和5年3月9日告示第29号 [令和5年3月9日]

○印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金交付要綱

令和元年12月9日告示第83号

改正

令和4年3月17日告示第29号

令和5年3月9日告示第29号

印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、都市計画の決定がなされた印旛中央土地区画整理事業の施行に当たり、土地区画整理組合を設立しようとする者に対し、予算の範囲内において交付する補助金について、印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、印旛中央土地区画整理事業の施行に当たり、土地区画整理組合を設立しようとする団体であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（1）印旛中央土地区画整理事業の施行範囲の土地について、所有権若しくは借地権を有する者（以下「権利者」という。）又は権利者の2親等以内の親族であって権利者を代理するもの（権利者が法人の場合は、法人が指名した代理人）によって組織された7人以上の団体であること。

（2）代表者を定めていること。

（交付の条件）

第3条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる全ての条件を満たさなければならない。

（1）土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第75条の規定による技術的援助の請求を市長に対して行った団体であること。

（2）土地利用計画が、印西市都市マスタープランの印旛中央地区における将来都市構造に沿ったものであること。

（対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が、土地区画整理組合の設立認可の取得に向けた業務を開始するに当たり、当該土地区画整理事業の業務代行予定者と協定を締結するまでに要する次に掲げる経費とする。

（1）団体を運営するための事務に要する経費

（2）組合を設立するための合意形成、設計、測量及び調査に要する経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とする。

（技術的援助）

第6条 第3条第1項第1号の技術的援助の請求は、技術的援助申請書（別記様式）に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

（1）施行予定地区の区域図（縮尺1万分の1程度のもの）

（2）土地利用計画

（3）事業収支計画

（4）会員等一覧

（5）その他市長が必要と認める書類

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年3月31日をもって失効する。

附 則（令和4年3月17日告示第29号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和5年3月9日告示第29号)

この告示は、公示の日から施行する。

技術的援助申請書

年 月 日

(あて先) 印西市長

申請者 組織名称

代表者 住所

氏名

連絡先

土地区画整理法第75条の規定による技術的援助を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- | | |
|-------------|------------------|
| 1 施行予定地区の区域 | 別紙図面のとおり (h a) |
| 2 土地利用計画 | 別添資料のとおり |
| 3 事業収支計画 | 別添資料のとおり |
| 4 会員等一覧 | 別表のとおり |
-